

計量法第 135 条第 2 項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器 又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる 特定標準器等又は特定標準物質
平成 27 年 4 月 1 日公示分		
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	633 ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置  標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下「校正範囲」という。）が 1 ミリグラム以上 20 キログラム以下のもの	協定世界時に同期した原子時計及び光周波数コム装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの  標準分銅群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 又は 国立研究開発法人 情報通信研究機構	原子時計又は周波数標準器であって、出力される周波数が 5 メガヘルツ又は 10 メガヘルツのもの	協定世界時に同期した原子時計であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの又は国立研究開発法人情報通信研究機構が保管するもの
日本電気計器検定所	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置又は白金抵抗温度計であって、校正範囲が -50 度以上 420 度以下のもの	温度計校正用の水の三重点実現装置、インジウム点実現装置、水銀点実現装置、スズ点実現装置及び亜鉛点実現装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度が 660 度又は 962 度のもの  貴金属熱電対であって、特定標準器による校正が行われる温度が 962 度、1085 度及び 1554 度のもの	温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの  温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
日本電気計器検定所	放射温度計校正用の亜鉛点実現装置、アルミニウム点実現装置、銀点実現装置、銅点実現装置又は単色放射温度計であって、校正範囲が 400 度以上 2000 度以下のもの  光度標準電球であって、校正範囲が 10 カンデラ以上 3000 カンデラ以下のもの  全光束標準電球であって、校正範囲が 5 ルーメン以上 20000 ルーメン以下のもの	放射温度計校正用の亜鉛点実現装置、アルミニウム点実現装置、銀点実現装置、銅点実現装置及び単色放射温度計であって、日本電気計器検定所が保管するもの  コイル M 字型光度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの  全光束標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの

	単平面型照度標準電球であって、校正範囲が1ルクス以上3000ルクス以下のもの	単平面型照度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	分光放射照度標準電球であって、校正範囲が250ナノメートル以上2500ナノメートル以下のもの	分光放射照度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	分布温度標準電球であって、校正範囲が2000ケルビン以上3000ケルビン以下のもの	コイルM字型分布温度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	分光応答度校正用のシリコンフォトダイオードであって、校正範囲が波長において200ナノメートル以上1150ナノメートル以下のもの及び分光応答度校正用のインジウムガリウムヒ素フォトダイオードであって、校正範囲が波長において800ナノメートル以上1650ナノメートル以下のもの	単色平行光発生装置、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	ロータリエンコーダ	角度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	気体流量校正装置であって、校正範囲が0.005グラム毎分以上180グラム毎分以下のもの又はISO型トロイダルスロート音速ノズルであって、校正範囲が0.005グラム毎分以上20キログラム毎分以下のもの	気体流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	液体流量校正装置であって、校正範囲が0.3立方メートル毎時以上3000立方メートル毎時以下のもの	液体流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	石油用流量計であって、校正範囲が3立方メートル毎時以上300立方メートル毎時以下のもの又は、0.67キログラム毎秒以上67キログラム毎秒以下のもの	石油用流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	レーザ流速計であって、校正範囲が1.3メートル毎秒以上40メートル毎秒以下のもの、微風速校正風洞であって、校正範囲が0.05メートル毎秒以上1.5メートル毎秒以下のもの又は超音波流速計であって、校正範囲が0.05メートル毎秒以上40メートル毎秒以下のもの	気体流速校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	レーザ干渉式振動測定装置又は振動加速度計であって、校正範囲が1ヘルツ以上5キロヘルツ以下のもの	レーザ干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

	ジョセフソン効果電圧測定装置、電圧測定装置又は電圧発生装置であって、校正範囲が1ボルト以上10ボルト以下のものであり、かつ、精度が0.5パーセント又はより高いもの	ジョセフソン効果電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
日本電気計器検定所	電圧発生装置又は電圧測定装置であって、校正範囲が1ボルト以上10ボルト以下のものであり、かつ、精度が0.5パーセントより低いもの	ジョセフソン効果電圧測定装置、電圧発生装置及び電圧比測定装置であって日本電気計器検定所が保管するもの
	標準分圧器であって、校正範囲が100キロボルト以下のもの	標準分圧器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	標準抵抗器又は抵抗測定装置であって、校正範囲が1オーム以上10キロオーム以下のものであり、かつ、精度が0.5パーセント又はより高いもの	量子ホール効果抵抗測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
日本電気計器検定所	標準抵抗器又は抵抗測定装置であって、校正範囲が1ミリオーム以上100キロオーム以下のものであり、かつ、精度が0.5パーセントより低いもの	標準抵抗器及び抵抗比測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	標準抵抗器であって、校正範囲が1メガオーム以上1テラオーム以下のもの	量子ホール効果抵抗測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
日本電気計器検定所	電流発生装置、電圧発生装置、電圧測定装置、標準分流器又は標準抵抗器であって、校正範囲が100アンペア以下のもの	電圧発生装置及び標準抵抗器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	交流電圧発生装置、交流電圧測定装置又は交流電圧比較装置であって、校正範囲が1メガヘルツ以下及び1キロボルト以下のもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	誘導分圧器であって、周波数が1キロヘルツの場合において、校正範囲が10ボルトのもの又は周波数が50ヘルツ以上60ヘルツ以下の場合において、校正範囲が100ボルトのもの	誘導分圧器校正装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
日本電気計器検定所	交流電流発生装置、交流電流測定装置又は交流電流比較装置であって、周波数が45ヘルツ以上65ヘルツ以下の場合において、校正範囲が20アンペア以下のもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
	電力変換器又は電力測定装置であって、周波数が45ヘルツ以上65ヘルツ以下の場合において、校正範囲が110ボルト以下及び50アンペア以下のもの	電力電力量校正装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの

	電力量測定装置であって、周波数が45ヘルツ以上65ヘルツ以下の場合において、校正範囲が110ボルト以下及び5アンペア以下のもの	
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	キャパシタであって、周波数が1592ヘルツの場合において、静電容量が10ピコファラド、100ピコファラド又は1000ピコファラドのもの	キャパシタンス測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	交流抵抗器であって、周波数が1キロヘルツの場合において、抵抗値が10キロオームのもの	交流抵抗測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	電圧測定装置であって、電圧が0.5ボルトの場合において、校正範囲が10メガヘルツ以上1ギガヘルツ以下のもの	サーミスタ式電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	電力測定装置であって、線路が7ミリメートル同軸及び電力が1ミリワットの場合において、校正範囲が10メガヘルツ以上18ギガヘルツ以下のもの又は線路が2.9ミリメートル同軸及び電力が1ミリワットの場合において、校正範囲が10メガヘルツ以上40ギガヘルツ以下のもの又は線路が2.9ミリメートル同軸及び電力が10ミリワットの場合において、校正範囲が10メガヘルツ以上40ギガヘルツ以下のもの	カロリメータ方式電力測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	レーザービーム用熱型光パワー測定装置であって、波長が488ナノメートル又は515ナノメートルの場合においては、校正範囲が10ミリワット以上200ミリワット以下、633ナノメートルの場合においては、校正範囲が50マイクロワット以上10ミリワット以下若しくは1550ナノメートルの場合においては、校正範囲が50マイクロワット以上1ミリワット以下のもの	カロリメータ方式レーザーパワー測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	高周波雑音発生装置であって、周波数が2ギガヘルツ以上18ギガヘルツ以下の場合において、校正範囲が150ケルビン以上12000ケルビン以下のもの	高周波雑音測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	光電検出器であって、波長が1550ナノメートル及び電力が1ミリワットの場合において、校正範囲が9デシベル以上90デシベル以下のもの	光減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

	<p>ピストン減衰器であって、周波数が30メガヘルツの場合において、校正範囲が100デシベル以下のもの又は可変減衰器であって、周波数が10メガヘルツ以上12ギガヘルツ以下の場合において、校正範囲が100デシベル以下のもの若しくは周波数が12ギガヘルツを超え40ギガヘルツ以下の場合において、校正範囲が60デシベル以下のもの</p>	<p>高周波減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>固定長エレメント型のダイポールアンテナであって、周波数が30メガヘルツ以上1ギガヘルツ以下のもの</p>	<p>標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>シリコン単結晶であって、校正範囲が2320キログラム毎立方メートル以上2340キログラム毎立方メートル以下のもの</p>	<p>単結晶シリコン球体であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>実荷重式、こうかん式、油圧式又はビルドアップ式力基準機であって、校正範囲が圧縮力にあっては10ニュートン以上10メガニュートン以下のもの、引張力にあっては10ニュートン以上1メガニュートン以下のもの</p>	<p>実荷重式、こうかん式及び油圧式力基準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>参照用トルクメータであって、校正範囲が5ニュートンメートル以上20キロニュートンメートル以下のもの又は参照用トルクレンチであって、校正範囲が5ニュートンメートル以上1キロニュートンメートル以下のもの</p>	<p>トルク標準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>ピストン式重錘型圧力標準器であって、校正範囲が気体にあっては5キロパスカル以上7メガパスカル以下のもの、液体にあっては1メガパスカル以上500メガパスカル以下のもの</p>	<p>光波干渉式標準圧力計及びピストン式一次圧力標準器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>粘性真空計であって、校正範囲が1ミリパスカル以上1パスカル以下のもの</p>	<p>中真空標準装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>一般財団法人 日本品質保証機構</p>	<p>熱量標準安息香酸</p>	<p>熱量標準安息香酸であって、一般財団法人日本品質保証機構が保管する精密天びん及び精密熱量測定装置を用いて製造されたもの</p>
<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所</p>	<p>I形標準マイクロホンであって、校正周波数範囲が20ヘルツ以上12500ヘルツ以下又はII形標準マイクロホンであって、校正周波数範囲が20ヘルツ以上20000ヘルツ以下のもの</p>	<p>標準マイクロホン音圧相互校正装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>

<p>一般財団法人化学物質評価研究機構</p>	<p>メタン標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が1体積百万分率以上50体積百万分率以下のもの</p>	<p>メタン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調整装置及び分析計測装置（以下「標準ガス製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>
	<p>プロパン標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が3.5体積百万分率以上500体積百万分率以下のもの又は窒素希釈のものであって、濃度が150体積百万分率以上1.5体積百分率以下のもの</p>	<p>プロパン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>一酸化炭素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が3体積百万分率以上15体積百分率以下のもの</p>	<p>一酸化炭素標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>二酸化炭素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が3体積百万分率以上16体積百分率以下のもの</p>	<p>二酸化炭素標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>一酸化窒素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.05体積百万分率以上5体積百分率以下のもの</p>	<p>一酸化窒素標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>二酸化窒素標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が5体積百万分率以上50体積百万分率以下のもの</p>	<p>二酸化窒素標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>酸素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が1体積百分率以上25体積百分率以下及び濃度が98体積百分率以上100体積百分率以下のもの</p>	<p>酸素標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>二酸化硫黄標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百分率以下のもの及び空気希釈のものであって、濃度が0.05体積百万分率以上0.1体積百万分率以下のもの</p>	<p>二酸化硫黄標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>アンモニア標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が20体積百万分率以上100体積百万分率以下のもの</p>	<p>アンモニア標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>

ジクロロメタン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	ジクロロメタン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
クロロホルム標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	クロロホルム標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
トリクロロエチレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	トリクロロエチレン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
テトラクロロエチレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	テトラクロロエチレン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
1,2-ジクロロエタン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	1,2-ジクロロエタン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
ベンゼン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	ベンゼン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
1,3-ブタジエン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	1,3-ブタジエン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
アクリロニトリル標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	アクリロニトリル標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
塩化ビニル標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	塩化ビニル標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
オキシレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの	オキシレン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの

<p><i>m</i>-キシレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの</p>	<p><i>m</i>-キシレン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>トルエン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの</p>	<p>トルエン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>エチルベンゼン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの</p>	<p>エチルベンゼン標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>空気の零位調整標準ガス又は窒素の零位調整標準ガスであって、メタン濃度が0.1体積百万分率以下、一酸化炭素濃度が0.1体積百万分率以下、二酸化炭素濃度が0.1体積百万分率以下、窒素酸化物濃度が0.005体積百万分率以下及び二酸化硫黄濃度が0.005体積百万分率以下のもの</p>	<p>空気の零位調整標準ガス及び窒素の零位調整標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>窒素の零位調整標準ガスであって、ベンゼン濃度が0.05体積十億分率以下、トリクロロエチレン濃度が0.01体積十億分率以下、テトラクロロエチレン濃度が0.01体積十億分率以下、クロロホルム濃度が0.01体積十億分率以下、ジクロロメタン濃度が0.01体積十億分率以下、1,2-ジクロロエタン濃度が0.01体積十億分率以下、1,3-ブタジエン濃度が0.01体積十億分率以下、アクリロニトリル濃度が0.01体積十億分率以下、塩化ビニル濃度が0.01体積十億分率以下、トルエン濃度が0.01体積十億分率以下、エチルベンゼン濃度が0.01体積十億分率以下、<i>o</i>-キシレン濃度が0.01体積十億分率以下及び<i>m</i>-キシレン濃度が0.01体積十億分率以下のもの</p>	<p>窒素の揮発性有機化合物測定用零位調整標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>窒素の零位調整標準ガスであって、一酸化窒素濃度が0.1体積十億分率以下のもの</p>	<p>窒素の低濃度窒素酸化物測定用零位調整標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>空気の零位調整標準ガスであって、二酸化硫黄濃度が0.2体積十億分率以下のもの</p>	<p>空気の低濃度二酸化硫黄測定用零位調整標準ガスであって、一般財団法人</p>



	人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が100体積百分率以上500体積百分率以下のもの及び空気希釈のものであって、濃度が100体積百分率以上500体積百分率以下のもの	エタノール標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
揮発性有機化合物9種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、ジクロロメタン、クロロホルム、塩化ビニル、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、アクリロニトリル、1,3-ブタジエン及びベンゼンの各濃度が同一、かつ、0.1体積百分率以上1体積百分率以下のもの	揮発性有機化合物9種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
ベンゼン等5種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、ベンゼン、トルエン、 <i>o</i> -キシレン、 <i>m</i> -キシレン及びエチルベンゼンの各濃度が同一、かつ、0.1体積百分率以上1体積百分率以下のもの	ベンゼン等5種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの
しゅう酸塩ピーエッチ標準液、フタル酸塩ピーエッチ標準液、中性りん酸塩ピーエッチ標準液、りん酸塩ピーエッチ標準液、ほう酸塩ピーエッチ標準液又は炭酸塩ピーエッチ標準液	しゅう酸塩ピーエッチ標準液、フタル酸塩ピーエッチ標準液、中性りん酸塩ピーエッチ標準液、りん酸塩ピーエッチ標準液、ほう酸塩ピーエッチ標準液及び炭酸塩ピーエッチ標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
アルミニウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	アルミニウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
ひ素標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ひ素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの

ビスマス標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ビスマス標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
カルシウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	カルシウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
カドミウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	カドミウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
コバルト標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	コバルト標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
クロム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	クロム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
銅標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	銅標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
鉄標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	鉄標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
水銀標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	水銀標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
カリウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	カリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
マグネシウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	マグネシウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
マンガン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	マンガン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの

ナトリウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ナトリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
ニッケル標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ニッケル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
鉛標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	鉛標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
アンチモン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	アンチモン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
亜鉛標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	亜鉛標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
バリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	バリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
リチウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	リチウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
モリブデン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	モリブデン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
セレン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	セレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
すず標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	すず標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
ストロンチウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	ストロンチウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が

	保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
タリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	タリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
ルビジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	ルビジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
塩化物イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	塩化物イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
ふっ化物イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ふっ化物イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
亜硝酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	亜硝酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
硝酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	硝酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
りん酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	りん酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
硫酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	硫酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
アンモニウムイオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	アンモニウムイオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
シアン化物イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	シアン化物イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの

<p>臭化物イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>臭化物イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>ジクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>ジクロロメタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置（以下「有機標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>
<p>クロロホルム標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>クロロホルム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>四塩化炭素標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>四塩化炭素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>トリクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>トリクロロエチレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>テトラクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>テトラクロロエチレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>1, 2-ジクロロエタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>1, 2-ジクロロエタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>1, 1-ジクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリ</p>	<p>1, 1-ジクロロエチレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価</p>

<p>グラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p><i>c i s</i>-1, 2-ジクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p><i>c i s</i>-1, 2-ジクロロエチレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>1, 1, 1-トリクロロエタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>1, 1, 1-トリクロロエタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>1, 1, 2-トリクロロエタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>1, 1, 2-トリクロロエタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p><i>t r a n s</i>-1, 3-ジクロロプロペン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p><i>t r a n s</i>-1, 3-ジクロロプロペン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p><i>c i s</i>-1, 3-ジクロロプロペン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p><i>c i s</i>-1, 3-ジクロロプロペン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>ベンゼン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの</p>	<p>ベンゼン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>トルエン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル</p>	<p>トルエン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管す</p>

以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	る有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
o-キシレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	o-キシレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
m-キシレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	m-キシレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
p-キシレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	p-キシレン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
トリブロモメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	トリブロモメタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
ブロモジクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ブロモジクロロメタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
ジブロモクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	ジブロモクロロメタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
<i>trans</i> -1, 2-ジクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度	<i>trans</i> -1, 2-ジクロロエチレン標準液であって、一般財団法人

が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
1, 2-ジクロロプロパン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	1, 2-ジクロロプロパン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
1, 4-ジクロロベンゼン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの	1, 4-ジクロロベンゼン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
フタル酸ジエチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの	フタル酸ジエチル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
フタル酸ジ-n-ブチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの	フタル酸ジ-n-ブチル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
フタル酸ブチルベンジル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの	フタル酸ブチルベンジル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
4-t-オクチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの	4-t-オクチルフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
4-t-ブチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの	4-t-ブチルフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの



<p>4-<i>n</i>-ヘプチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>4-<i>n</i>-ヘプチルフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>ビスフェノールA標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>ビスフェノールA標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>4-<i>n</i>-ノニルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>4-<i>n</i>-ノニルフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>2, 4-ジクロロフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>2, 4-ジクロロフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>揮発性有機化合物23種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブロモクロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロメタン、ブロモジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<i>cis</i>-1, 2-ジクロロエチレン、<i>trans</i>-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、<i>cis</i>-1, 3-ジクロロプロペン、<i>trans</i>-1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジクロロベンゼン、<i>o</i>-キシレン、<i>m</i>-キシレン、<i>p</i>-キシレン、ベンゼン及びトルエンの各濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>揮発性有機化合物23種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>アルキルフェノール類等6種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、2, 4-ジクロロフェノール、4-<i>t</i>-ブチルフェノール、4-<i>n</i>-ヘプチルフェノール、4-<i>t</i>-オクチルフェノール、4-<i>n</i>-ノニルフェノール及びビスフェノールAの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>アルキルフェノール類等6種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>

	<p>アルキルフェノール類等5種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、2, 4-ジクロロフェノール、4-<i>t</i>-ブチルフェノール、4-<i>n</i>-ヘプチルフェノール、4-<i>t</i>-オクチルフェノール及び4-<i>n</i>-ノニルフェノールの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>アルキルフェノール類等5種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>フタル酸エステル類8種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、フタル酸ジエチル、フタル酸ジ-<i>n</i>-プロピル、フタル酸ジ-<i>n</i>-ブチル、フタル酸ジ-<i>n</i>-ペンチル、フタル酸ジ-<i>n</i>-ヘキシル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジシクロヘキシル及びフタル酸ブチルベンジルの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>フタル酸エステル類8種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>フタル酸ジ-<i>n</i>-プロピル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>フタル酸ジ-<i>n</i>-プロピル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>フタル酸ジ-<i>n</i>-ペンチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>フタル酸ジ-<i>n</i>-ペンチル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>フタル酸ジ-<i>n</i>-ヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>フタル酸ジ-<i>n</i>-ヘキシル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>フタル酸ジシクロヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p>	<p>フタル酸ジシクロヘキシル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所</p>	<p>照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の軟エックス線用電離箱式照射線量計であって、エックス線の実効エネルギー範囲が10キロボルト以上40キロボルト未満の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が1マイクロクーロン毎キログラム以上0.1クーロン毎キログラム以下のもの</p>	<p>平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>

	照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の中硬エックス線用電離箱式照射線量計であって、エックス線の実効エネルギー範囲が40キロボルト以上250キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が1マイクロクーロン毎キログラム以上0.1クーロン毎キログラム以下のもの	
	照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用のガンマ線用電離箱式照射線量計であって、ガンマ線源の核種がセシウム137の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が100ナノクーロン毎キログラム以上0.1クーロン毎キログラム以下のもの及びコバルト60の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が100ナノクーロン毎キログラム以上5クーロン毎キログラム以下のもの	グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	標準線源付加圧型電離箱、ガンマスペクトロメータ、液体シンチレーションカウンタ又は荷電粒子測定装置であって、校正範囲が500ベクレル以上100メガベクレル以下のもの	放射能絶対測定装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	ロックウエル硬さ標準片であって、校正範囲が20HRC以上65HRC以下のもの	ロックウエル硬さ標準機であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	ビッカース硬さ標準片であって、校正範囲が200HV以上900HV以下のもの	ビッカース硬さ標準機であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	露点計であって、校正範囲が露点で-70度以上85度以下のもの	標準湿度発生装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	減衰器、エアライン、 mismatchライン又は終端器のうち、線路が3.5ミリメートル同軸構造を有するものであって、周波数が0.1ギガヘルツ以上33ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が1以下のもの	標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

	光電検出器であって、波長が1310ナノメートル及び電力が1ミリワットの場合において、校正範囲が9デシベル以上90デシベル以下のもの	光減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度が-189度のもの	温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	レーザ干渉式振動測定装置又は振動加速度計であって、校正範囲が0.1ヘルツ以上10キロヘルツ以下（1ヘルツ以上5キロヘルツ以下を除く）のもの	レーザ干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	液体流量校正装置であって、校正範囲が0.005立方メートル毎時以上0.3立方メートル毎時未満のもの	液体流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	石油用流量計であって、校正範囲が0.1立方メートル毎時以上3立方メートル毎時未満のもの又は、0.022キログラム毎秒以上0.67キログラム毎秒未満のもの	石油用流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	同軸固定減衰器であって、校正範囲が60デシベルを超え80デシベル以下の場合において、周波数範囲が10メガヘルツ以上18ギガヘルツ以下のもの又は校正範囲が60デシベル以下の場合において、周波数範囲が10メガヘルツ以上40ギガヘルツ以下のもの	高周波減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	速中性子フルエンス校正用の減速材付中性子検出器であって、エネルギーが144キロ電子ボルト、565キロ電子ボルト、5メガ電子ボルト又は14.8メガ電子ボルトの場合において、校正範囲が10 <sup>3</sup> 毎平方センチメートル以上10 <sup>7</sup> 毎平方センチメートル以下のもの	速中性子フルエンス絶対測定装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
一般財団法人化学物質評価研究機構	揮発性有機化合物12種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、 <i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 <i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン及び <i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペンの各濃度が1体積百万分率のもの	揮発性有機化合物12種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置（以下「標準ガス製造装置」という。）を用いて製造されたもの

<p>揮発性有機化合物7種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、スチレン、<i>o</i>-キシレン、<i>m</i>-キシレン及び<i>p</i>-キシレンの各濃度が1体積百万分率のもの</p>	<p>揮発性有機化合物7種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>アセトアルデヒド標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が1体積百万分率のもの</p>	<p>アセトアルデヒド標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>ほう素標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>ほう素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>
<p>金属15種混合標準液であって、アルミニウム、ほう素、カルシウム、カドミウム、コバルト、クロム、銅、鉄、カリウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、ニッケル、鉛及び亜鉛の各濃度が10ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下のもの</p>	<p>金属15種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>陰イオン7種混合標準液であって、ふっ化物イオン濃度が5ミリグラム毎リットル以上20ミリグラム毎リットル以下、塩化物イオン濃度が10ミリグラム毎リットル以上20ミリグラム毎リットル以下、亜硝酸イオン濃度が15ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下、臭化物イオン濃度が10ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下、硝酸イオン濃度が30ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下、りん酸イオン濃度が30ミリグラム毎リットル以上200ミリグラム毎リットル以下及び硫酸イオン濃度が40ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下のもの</p>	<p>陰イオン7種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
<p>ホルムアルデヒド標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>ホルムアルデヒド標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの</p>

<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所</p>	<p>532ナノメートルよう素分子吸収線波長安定化レーザ装置、1.5マイクロメートル帯（Cバンド）アセチレン分子吸収線波長安定化レーザ装置及び1.5マイクロメートル帯（Cバンド）シアン化水素分子吸収線波長安定化レーザ装置</p>	<p>協定世界時に同期した原子時計及び光周波数コム装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>交流電圧用交直変換器であって、周波数が10ヘルツ以上1メガヘルツ以下の場合において、校正範囲が10ミリボルト以上1キロボルト以下のもの</p>	<p>交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>交流電流用交直変換器であって、周波数が10ヘルツ以上100キロヘルツ以下の場合において、校正範囲が10ミリアンペアのもの</p>	
	<p>減衰器、エアライン、 mismatchライン又は終端器のうち、線路がN型同軸構造を有するものであって、周波数が0.04ギガヘルツ以上18ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が1以下のもの</p>	<p>標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の軟エックス線用電離箱式照射線量計であって、エックス線の実効エネルギー範囲が40キロボルト以上50キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が1マイクロクーロン毎キログラム以上0.1クーロン毎キログラム以下のもの</p>	<p>平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の中硬エックス線用電離箱式照射線量計であって、エックス線の実効エネルギー範囲が30キロボルト以上40キロボルト未満又は250キロボルト以上300キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が1マイクロクーロン毎キログラム以上0.1クーロン毎キログラム以下のもの</p>	

	<p>吸収線量又は吸収線量率校正用のベータ線用測定器のうちベータ線源が次の各号に掲げる場合に、校正範囲が当該各号に掲げるもの</p> <p>一 ストロンチウム90及び放射平衡中のイットリウム90 吸収線量における両核種からの放射線の合計量が0.11ミリグレイ以上40ミリグレイ以下</p> <p>二 クリプトン85 吸収線量における放射線の量が0.38ミリグレイ以上140ミリグレイ以下</p> <p>三 プロメチウム147 吸収線量における放射線の量が20マイクログレイ以上7.2ミリグレイ以下</p>	<p>外挿電離箱であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>速中性子フルエンス校正用の減速材付中性子検出器であって、中性子線源がアメリカシウム241—ベリリウム又はカリホルニウム252の場合において、校正範囲が<math>10^3</math>毎平方センチメートル以上<math>10^7</math>毎平方センチメートル以下のもの</p>	<p>速中性子フルエンス絶対測定装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>一般財団法人化学物質評価研究機構</p>	<p>セシウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>セシウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>
	<p>ガリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>ガリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>インジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>インジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>テルル標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>テルル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>バナジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>バナジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>

国立研究開発法人 産業技術総合研究所	分光放射照度標準電球であって、校正範囲が200ナノメートル以上400ナノメートル以下のもの	分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	電流比較器であって、周波数が45ヘルツ以上65ヘルツ以下の場合において、校正範囲が50アンペア以下のもの	交流電流比較装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、線路が7ミリメートル同軸構造を有するものであって、周波数が0.04ギガヘルツ以上18ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が1以下のもの	標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、これらの線路が同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が7ミリメートルのものであって、9キロヘルツ以上0.04ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値又は入射波の強度に対する透過波の強度の比を示す数値のいずれかの数値が1以下であるもの	標準終端器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	吸収線量又は吸収線量率を計量する計量器を校正するために用いられるガンマ線水吸収線量用電離箱式線量計であって、0.1グレイ以上220グレイ以下の一定の水吸収線量（コバルト60を線源として用いる場合における当該線源から発せられるガンマ線に係る水吸収線量をいう。）を計量するもの	グラフィット壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラフィットカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が1ルクス以上300ルクス以下のもの	単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	隔膜真空計であって、校正範囲が0.1パスカル以上150パスカル以下のもの	中真空標準装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの



平成27年11月2日公示分

<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所</p>	<p>赤外放射温度計であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下、「校正範囲」という。）が-30度以上160度以下のもの</p>	<p>温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>日本電気計器検定所</p>	<p>単色放射温度計であって、校正範囲が2000度を超え2800度以下のもの</p>	<p>単色放射温度計であって、日本電気計器検定所が保管するもの</p>
<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所</p>	<p>気体流量校正装置であって、校正範囲が180グラム毎分を超え、400グラム毎分以下のもの</p>	<p>気体流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>減衰器、エアライン、 mismatchライン又は終端器のうち、これらの線路がN型同軸構造を有するもの及び同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が3.5ミリメートルのものであって、9キロヘルツ以上0.04ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値又は入射波の強度に対する透過波の強度の比を示す数値が1以下であるもの</p>	<p>標準終端器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>減衰器、エアライン、 mismatchライン又は終端器のうち、これらの線路が同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が3.5ミリメートルのものであって、0.04ギガヘルツ以上0.1ギガヘルツ未満の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値又は入射波の強度に対する透過波の強度の比を示す数値が1以下であるもの</p>	<p>標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>可変減衰器のうち、線路が同軸構造を有するものであって、10メガヘルツ以上12ギガヘルツ以下の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、校正範囲が100デシベルを超え110デシベル以下のもの、12ギガヘルツを超え18ギガヘルツ以下の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、校正範囲が60デシベルを超え110デシベル以下のもの及び40ギガヘルツを超え50ギガヘルツ以下の周波数の高周波信</p>	<p>高周波減衰量測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>

<p>号を当該線路に通した場合において、校正範囲が60デシベル以下のもの</p>	
<p>可変移相器のうち、線路が同軸構造を有するものであって、10メガヘルツ以上1ギガヘルツ以下の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、減衰量が60デシベル以下のもの</p>	
<p>ループアンテナであって、電磁波の周波数が9キロヘルツ以上30メガヘルツ以下のもの、バイコニカルアンテナであって、電磁波の周波数が30メガヘルツ以上300メガヘルツ以下のもの、ログペリオディックアンテナであって、電磁波の周波数が300メガヘルツ以上1ギガヘルツ以下のもの及びボウタイアンテナとログペリオディックアンテナの複合アンテナであって、電磁波の周波数が30メガヘルツ以上1ギガヘルツ以下のもの</p>	<p>標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>レーザービーム用熱型光パワー測定装置であって、波長が405ナノメートル帯の場合において校正範囲が50マイクロワット以上10ミリワット以下のもの</p>	<p>カロリメータ方式レーザーパワー測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>熱中性子測定器であって、中性子フルエンス率の校正範囲が、50毎平方センチメートル毎秒以上<math>10^4</math>毎平方センチメートル毎秒以下のもの</p>	<p>熱中性子フルエンス絶対測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>中性子放出率測定器であって、中性子線源がアメリカシウム241-ベリリウム又はカリホルニウム252の場合において校正範囲が<math>10^3</math>毎秒以上<math>10^7</math>毎秒以下のもの</p>	<p>中性子放出率基準測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がよう素125の場合において、校正範囲が空気カーマ率について0.3マイクログレイ毎時以上15マイクログレイ毎時以下のもの</p>	<p>密封小線源カーマ率設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって1グレイ以上200グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が6メガボルト、10メガボルト及び15メガボルトで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう）を計量するもの</p>	<p>グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラファイトカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>

<p>一般財団法人化学物質評価研究機構</p>	<p>エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が20体積百分率以上100体積百分率未満のもの及び空気希釈のものであって、濃度が20体積百分率以上100体積百分率未満のもの</p>	<p>エタノール標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>臭素酸イオン標準液であって、濃度が2グラム毎リットルのもの</p>	<p>臭素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下、「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの</p>
	<p>塩素酸イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの</p>
	<p>揮発性有機化合物25種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<i>cis</i>-1, 2-ジクロロエチレン、<i>trans</i>-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、<i>cis</i>-1, 3-ジクロロプロペン、<i>trans</i>-1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジクロロベンゼン、<i>o</i>-キシレン、<i>m</i>-キシレン、<i>p</i>-キシレン、ベンゼン、トルエン、1, 4-ジオキサン及び<i>t</i>-ブチルメチルエーテルの各濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>揮発性有機化合物25種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの</p>

平成29年2月6日公示分

<p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所</p>	<p>参照用トルクメータであって、校正範囲が0.1ニュートンメートル以上5ニュートンメートル未満のもの及び参照用トルクレンチであって、校正範囲が0.1ニュートンメートル以上5ニュートンメートル未満又は1キロニュートンメートルを超え5キロニュートンメートル以下のもの</p>	<p>トルク標準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>ピトー静圧管であって、校正範囲が40メートル毎秒以上90メートル毎秒以下のもの</p>	<p>気体流速校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>電界プローブであって、電磁波の周波数が20メガヘルツ以上2ギガヘルツ以下の場合において、電界の強さが10ボルト毎メートルのもの</p>	<p>標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
	<p>カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がイリジウム192の場合において、校正範囲が空気カーマ率について5ミリグレイ毎時以上70ミリグレイ毎時以下のもの</p>	<p>グラフィット壁空洞電離箱式照射線量計設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
<p>一般財団法人化学物質評価研究機構</p>	<p>全有機体炭素標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p>	<p>全有機体炭素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</p>

平成30年7月6日公示

国立研究開発法人 産業技術総合研究所	分光全放射束標準光源であって、校正範囲が波長において360ナノメートル以上830ナノメートル以下のもの	自己校正測定装置、比較受光器、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、配光測定装置及び分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
一般財団法人化学物質評価研究機構	フェノール類6種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノールの各濃度が1グラム毎リットルのもの	フェノール類6種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置（以下「有機標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
	かび臭物質2種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの	かび臭物質2種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
	ハロ酢酸4種混合標準液のうち <i>t</i> -ブチルメチルエーテル希釈のものであって、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びプロモ酢酸の各濃度が1グラム毎リットルのもの	ハロ酢酸4種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
	銀標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	銀標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
	亜塩素酸イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	亜塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの